

# 東広島市役所敷地内における移動販売車（キッチンカー等） 事業者募集要項

## 1 目的

行政財産の有効活用を通じて、市役所利用者の利便性の向上及び近隣エリアを含めた賑わいの創出を図るとともに、キッチンカー等による飲食物の移動販売機会の確保を図るため、本要項により事業者の募集を行う。

## 2 事業の位置づけ

メリットや課題を検証・把握するための試験導入とし、期間・曜日を限定して実施する。

## 3 場所

市役所敷地内の次のいずれかのエリアで実施する。なお、実施エリアは本市が指定する。

- (1) 渡り廊下と歩道の間（北側）
- (2) 大型バス駐車スペース



## 4 実施日、時間帯等

### (1) 実施日

開庁日のうち、毎週金曜日（当面の間）

### (2) 実施時間

午前9時から午後5時まで（コアタイム※ 午前11時～午後2時）

※コアタイム：営業を必須とする時間

### (3) 料金

1日当たり1,000円

### (4) 許可用途及び制限

昼食を主とした飲食物（アルコール不可）

### (5) 実施形態（業態）

キッチンカー又は自走式移動販売車とする。

## 5 根拠規定等

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）（以下、「地方自治法」という。）第238条の4第7項の規定による行政財産使用許可によるものとし、東広島市公有財産管理規則（平成20年3月28日規則第16号）（以下、「財産管理規則」という。）、東広島市市内取締規則（昭和49年4月20日規則第2号）（以下、「取締規則」という。）及び本要項の定めるところにより許可基準等を設けて実施する。

## 6 事業者を求める要件

- (1) 使用場所（東広島市役所の敷地内・東広島市西条栄町8-29）及び営業内容に必要な有効な保健所の営業許可を受けている又は届出を行っていること。

- (2) 食品衛生責任者を配置すること。
- (3) 生産物賠償責任保険（PL保険）へ加入すること
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しないこと
- (5) 東広島市に納付すべき税額の滞納がないこと
- (6) 民事再生法に基づく再生手続きの申し立てをしていないこと（再生手続きの開始の決定を受けた者を除く）
- (7) 会社更生法に基づく更生手続きの申し立てをしていないこと（更生手続きの開始の決定を受けた者を除く）
- (8) 東広島市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団が経営又は運営（実質的な経営又は運営を含む。）するものではないこと及び同条に掲げる暴力団員又は暴力団員等が直接・間接を問わず経営又は運営に関与していないこと。
- (9) 法人にあっては主たる営業所、個人にあっては住民登録地が広島県内にあり、いつでも迅速で具体的な連絡調整が可能であること。

## 7 出店の申し込み

### (1) 申し込み

出店希望者は、行政財産使用許可申請書（別記様式第1号）、出店計画書（別記様式第3号）及び誓約書（別記様式第4号）を提出すること。

申請は、出店したい日の属する月の前月の最初の開庁日から受け付ける。（ただし、令和7年1月（2月出店分）は、1月14日から受け付ける。）

受付は、開庁時間帯（午前8時30分から午後5時15分まで）のみとする。

申請は、1月分をまとめて申請出来るものとし複数候補日の申請を認めるが、出店は原則として月1回とする。（下記（2）参照）

所定の様式	添付書類
行政財産使用許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キッチンカー又は移動販売に必要な営業許可証又は営業届出書の写し</li> <li>・食品衛生責任者の資格を証明するもの（食品衛生責任者手帳等）</li> <li>・製造物責任保険（PL保険）の保険証の写し</li> <li>・使用車両の車検証及び写真</li> <li>・主なメニュー及び価格の分かる資料</li> </ul>
出店計画書	
誓約書	（なし）

### (2) 出店日の決定（許可の決定）

申請内容の確認等を行い、行政財産使用許可書により申請者に通知する。また、所定の使用料を納付するための納付書を交付する。

ア 原則として先着順で決定するが、当該月分の受付初日から3日間（初回受付）に限り、申請多数の場合は抽選（※）とする。

（例：令和7年2月出店分は、令和7年1月は1月14日（火）～16日（木））

イ 出店の機会均等や品目の多様性確保等のため、同一事業者による出店は原則として月1回までとする。ただし、他の出店希望者がいない場合を除く。

ウ 決定の通知は、初回受付分は出店日の前月の10日頃（令和7年2月出店分は、1月20日頃）までに、以降の申請はその都度行う。

エ 結果に対する異議は認めない。

※出店日の決定・抽選方法

- ①申請書には、第1希望日（1日のみ）とその他の出店希望日（複数日選択可能）を記載して頂きます。
- ②同一日を第1希望とする者が1者のみの場合は、当該者に決定します。
- ③同一日を第1希望とする者が2者以上ある場合は、抽選を行います。この抽選は、月の最初の方から順に行います。抽選は、本業務に直接関わらない職員がくじを引いて行います。
- ④上記により事業者が決まらない日がある場合は、実施日ごとに希望者の数（既に出店日が決定した者を除く。）により、②・③の方法に準じて決定します。
- ⑤上記により事業者が決まらない日がある場合は、既に出店日が決定した者を含めた実施日ごとの希望者の数により、②・③の方法に準じて決定します。

### (3) 出店日の動き

ア 出店者は、営業開始時刻までに市発行の納付書により使用料を納付し、市による領収証の確認を受ける。なお、納付済みの使用料は理由の如何を問わず返金しない。ただし、「10 市の指示による使用中止、許可の取り消し」に定める事項により許可を取り消した場合を除く。

イ 営業中は、市役所利用者の往来の妨げとならないよう、利用者（お客）の導線等に留意すること。また、市職員又は駐車場誘導員の指示に従うこと。

ウ 営業終了後、営業報告書(兼)財産返還書（別記様式第5号）を市に提出し終了となる。

### (4) 職員への情報周知

出店者の希望により、職員専用ポータルサイトにて営業内容の告知を行う。告知は許可1件当たり1回限りとし、告知希望日の前日までに電子ファイル（PDF等）により市に提出する。（市による内容確認あり）

## 8 禁止事項

次の事項は禁止します。違反が判明したときは、既に行った許可を取り消したり、今後の使用を許可しない事由に該当します。

- (1) 市役所の電気・水道を使用すること及び車両から排水すること。
- (2) 音響設備を使用すること。(調理過程で煙が発生する場合は事前に市に連絡すること。)
- (3) 使用エリア内に利用者の飲食用の机や椅子を設置すること。
- (4) 庁舎の建物内及び敷地内で客引き、宣伝を行うこと。ただし、使用エリア内における声掛け、チラシの配布、強風等で転倒・飛散しないよう措置した看板の設置は認める。
- (5) 出店の権利を譲渡・転貸すること。
- (6) その他本要項に定める目的や申請内容以外の行為を行うこと。

## 9 その他遵守すべき事項

次の事項を遵守して使用してください。遵守しない状況が反復又は継続されるときは、既に行った許可を取り消したり、今後の使用を許可しない事由に該当します。

- (1) 食品衛生法その他関係法令を遵守し、衛生管理を徹底の上食中毒等の防止に万全を

期すること。

- (2) 保健所から交付をうけた許可証を見える位置に表示して営業すること。
- (3) 業務従事者の体調管理に万全を期し、発熱者は従事させないこと。
- (4) ごみ箱を設置し、飲食物等の提供に伴うごみを回収・処分すること。
- (5) 使用場所は、使用前・使用後に点検し、清掃及び原状回復をすること。
- (6) 市役所利用者の往来の妨げにならないよう配慮し、適切な導線管理を行うこと。
- (7) 自然発車を防止するための車止めを設置し、車両を動かす際は周囲の安全確認を徹底すること。
- (8) 雨天等荒天時の出店判断は出店者自らが行うこと。(使用料の納付は営業直前が望ましい。)
- (9) 庁舎敷地内は全面禁煙(加熱式たばこを含む。)のため、スタッフの喫煙は所定の喫煙ルームで行うこと。
- (10) 出店の都度アンケートに回答すること。
- (11) 出店する全てのメニュー及び価格を分かりやすく掲示すること。また、適正価格での販売に努め、市場価格を逸脱したものとしめないこと。
- (12) アレルギー物質表示(義務、推奨21品目)を表示すること。
- (13) 市内産品の優先利用に努め、使用した市内産品は出来る限り表示すること。

## 10 市の指示による使用中止、許可の取り消し

次の事項に該当すると市が判断したときは、使用中止や使用の取り消しを行うことがあります。

- (1) 荒天等のため来庁者の安全確保に支障があると市が判断したとき。
- (2) 市の業務や他の公用・公共用の事業のために出店の中止が必要であると市が判断したとき。
- (3) 禁止事項や遵守すべき事項への違反が判明したとき。

## 11 免責事項

次の損害については、市はその責任を負わない。

- (1) 出店に起因して出店者自らが被った損害及び客又は第三者に与えた損害
- (2) 出店に関する苦情、クレームに起因する損害
- (3) 市の指示による使用中止又は使用の取り消しによって生じた損害

## 12 その他

この募集要項は地方自治法、財産管理規則及び取締規則に基づく行政財産使用許可により市役所敷地内でのキッチンカー等による移動販売を可能とするものである。使用許可条件等は、本要項のほか各規則によるものとする。

## 13 施行

この募集要項は公布の日から施行し、令和8年3月31日まで実施する。